米原市国民健康保険税率について（答申）

本協議会は、市長から諮問を受けた米原市国民健康保険税率の改定について、市当局から説明を受け、慎重な審議を行い、以下のとおり答申する。

結　論

令和８年度の米原市国民健康保険税の税率は、基金の保有状況等を踏まえ、県が示した標準保険料率と現行税率の乖離幅を国民健康保険事業基金で調整し、令和７年度の一人当たり保険税の見込みに対して6.5%の伸びとなるよう税率を引き上げる。

審議内容

説　明

・国民健康保険事業費納付金および標準保険料率の算定過程
・米原市の標準保険料率（仮算定）と前年度標準保険料率および現行税率との比較
・標準保険料率（仮算定）が前年度に比べて増加した要因
・県内の国民健康保険を取り巻く状況
・令和８年度標準保険料率への対応（案）
・基金等の余剰財源の取扱い

意　見

令和８年度の国民健康保険税の税率について、子ども・子育て支援納付金の新設や診療報酬の改定の見込等を基に県が示した一人当たり標準保険料が、令和７年度本算定時に比べて 12.39%増加した中、市当局の提案では、令和６年度の本協議会からの答申を踏まえ、県が示した標準保険料率等を基に推計した額と現行税率の乖離幅を国民健康保険事業基金で調整し、令和７年度の一人当たり保険税の見込みに対して 6.5%の伸びとなるよう税率の伸びを抑制することとしている。

本協議会としては、県が策定された第３期滋賀県国民健康保険運営方針において、県内市町との保険料水準の統一年度を令和９年度（移行期間：令和 11 年度）までとされている中、今後の標準保険料の伸び率等の見込みを考慮しつつ、標準保険料との乖離幅を基金で調整して税率を抑制することとして提案された税率案に対し一定の理解をする。

しかしながら、今日、国民健康保険に係る財政運営の都道府県単位化に伴い、保険料水準の統一を目指して示された税率と比較して、現行税率には大きな開きがあり、統一に至るまで、毎年度、税率の上昇は避けられないと考える。

今日進む少子高齢社会において、一人当たり医療費が増加傾向にあり、社会保険制度を取り巻く環境は不透明な中、国民健康保険の被保険者数の減少がさらに進むものと考えられる等、今後の国民健康保険の運営に向けては不確定な要素が多いと認識している。

基金は被保険者に遅滞なく還元していくことが望ましいと考えられるが、社会経済状況の見通しが困難な状況において、保険税が被保険者にとって後年度に急激な負担増とならないよう、市当局は、第３期滋賀県国民健康保険運営方針を踏まえ、保険料水準の統一までのスケジュール等を見通しつつ、可能な限り均等な伸びとなるよう適切に対応されたい。

なお、審議の過程における委員からの意見等を踏まえ、付帯意見として以下を付け加える。

付帯意見

①県内市町との保険料水準の統一年度は、令和９年度（移行期間：令和 11 年度まで）とされており、今後想定される税率の上昇について、滋賀県下の保険料水準が統一するまでの将来的な見通しや、県の国民健康保険運営方針、県内市町の動向等を踏まえつつ、国における社会保険制度改革等を見据えて計画性を持って継続して検討を行うとともに、被保険者の理解を得られるよう、わかりやすく広報すること。

②今回、市当局から示された資料は仮算定によるものであり、今後、改めて県から示される本算定による標準保険料率に基づく保険税率の改定に当たっては市当局で精査の上、適切に対応すること。